

条件付き一般競争入札の公告

下記のとおり、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び村山市契約に関する規則（昭和 39 年規則第 4 号。以下「規則」という。）第 18 条の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 4 月 2 0 日

村山市長 志布 隆夫

1、入札に付する事項

- (1) 工事名 葉山学園校舎改修（電気設備）工事
- (2) 工事場所 村山市大字稲下地内
- (3) 工事の概要
- 用途・規模
義務教育学校
 - ・校舎棟（RC造一部SRC造 3階建て
延床面積 6,139.18 m²）
 - ・渡り廊下（RC造 2階建て 延床面積 255.09 m²）
 - 工種 校舎内外装の大規模改修工事に係る、電気設備工
一式
 - 校舎統合改修（電気設備）工事
（受変電設備、電灯幹線、動力幹線、構内情報通信網、火災
報知設備 他）
 - ・高圧受電盤 1面、高圧き電盤 1面
 - ・既設電灯分電盤改修 9面、新設電灯分電盤 1面、新設
照明器具 79台
 - ・新設動力分電盤 4面、改修動力分電盤 1面
 - ・差動式スポット型感知器 26箇所、低温式スポット型感
知器 11箇所 他
 - 校舎長寿命化（電気設備）工事
 - ・外壁長寿命化工事に伴う照明設備、スピーカ設備等の撤去
再設置 一式
- (4) 工期 令和 8 年 5 月 1 3 日から令和 9 年 1 2 月 2 1 日まで
- (5) 予定価格 8 2, 1 7 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- (6) 前払金の有無 有
- (7) 工事担当課 建設課
- (8) その他 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。同制度に関する
事項は、入札説明書のほか「村山市低入札価格調査制度実施要綱」
及び「村山市低入札価格調査制度取扱要領」によるものとする。

2、入札参加者の資格

- (1) 令和 8 年度村山市一般競争（指名競争）入札参加資格者登録名簿に登載され、電気工
事において、A等級又はB等級に格付けされていること。

- (2) 村山市内に本社を有すること。
- (3) 電気工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人が常駐できること。
 - ア 1級電気工事施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (5) 村山市競争入札参加資格者指名停止の措置を受けていないこと。

3、入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 村山市農村環境改善センター 小集会室
- (2) 日時 令和8年5月11日(月) 午前10時から

4、入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。規則第5条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証とする。

5、入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認する書類を村山市財政課に持参し提出する。郵送の場合は、事前にFAX送信し、確認を得た後、原本を期限必着で送ること。

- (1) 受付期間 令和8年4月20日(月)～令和8年4月24日(金) 午後5時
村山市の休日を定める条例(平成2年6月条例第8号。)に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。
- (2) 受付場所 村山市役所2階 財政課 管財係
- (3) 提出書類 入札参加資格確認申請書及び関係書類

6、設計図書閲覧の場所及び期間

- (1) 場所 村山市役所2階 建設課
- (2) 期間 公告の日から入札日の前日まで(休日を除く)

※ 設計図書貸出の場所も閲覧場所と同じです。

7、特記事項

- (1) 別途発注の関連工事との調整を図ること。総合調整は建築工事請負者が行うものとする。
- (2) 同日に執行する葉山学園校舎改修(建築)工事の入札において、入札不調などにより落札者が決定しない場合は、本工事の入札は中止とする。

8、その他必要な事項

- (1) 入札参加資格確認申請書等は、市ホームページへ掲載のほか、市財政課管財係に備えている。
- (2) 申請手続き等は、別紙「入札説明書」を精読のうえ遺漏のないようにすること。

- (3) 設計図書の閲覧は期間内の午前9時から午後5時までとする。この場合、写真撮影、複写等をしてはならない。
- (4) 設計図書の借り受けをする場合は、入札参加資格確認申請書を提出の後、その控え(受付押印済み)を貸出場所で提示すること。
- (5) 書類提出等にかかる費用は、申請者の負担とする。提出した書類は返却しない。
- (6) 申請書類を郵送する者は、返信用封筒(送付先宛名書、切手貼付)を同封すること。